いのちと健康ニュース NO. 75

１９９４年１１月　１日
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目２番３号
高齢者労働会館５Ｆ　TEL. FAX　052-322-0406
編集発行責任者　中原　東四郎

［名古屋水道労働組合］

第２３回労働安全衛生学習会を開催

10/6～7 、蒲郡・三河三谷

恒例の名水労「労働安全衛生学習会」が蒲郡・三河三谷で開催されました。

職場の安全衛生委員のほか他組合からも参加があり総勢143名が交流参加しました。

労安担当者から「水道・下水道局の安全衛生活動の現状と課題」が報告されたあと、本部から「名水労安全衛生の問題提起」がされ、活発な討論や職場の実態が報告されました。

基調講演では、「過労死をなくすために――職場の安全衛生のとりくみ―」として過労死問題を担当してみえる山田万里子弁護士が講演されました。

今年新しく安全衛生委員になった人のために特別講座ももたれました。

毎年開催されているこの学習会は、労使共同で開かれるもので今年で２３回となりました。（事務局）

［愛知健康センター］

労災・安全衛生等の相談活動

理事長・事務局長が調査助言

愛知健康センターには、最近労災・安全衛生等についで相談があいついできています。

建設一般の組合員が従事している冷凍食品職場の健康問題とアンケート調査活動、三河市民生協の職場で働く組合員の労働安全衛生活動と産業医設置問題、かわらまち共同保育所の夜間保育の夜勤問題、紙パ・王子労組春日井支部の守衛労働者の死亡労災申請と職場改善など持ち込まれました。

また、県外からの相談として、大分健康センターの紹介依頼で、名古屋に支社のある企業の労働者（大分市出身）が慰安旅行中に、宿泊地で転落事故による脳挫傷をうけ、休業治療中ですが会社から休職期間満了による解雇通告がきたということで、事故の労災申請の相談と解雇通告撤回の相談がきました。

今後企業責任をはたさせる取り組みを大分と共同ですすめていきます。

（事務局）

［　愛知健康センター　］

第１回団体代表者会議が開催される

10/14 、15団体・20名が参加

愛知健康センターの第４期上半期事業計画を決定する第１回団体代表者会議が10/14 、名古屋市女性会館で開催されました。

中原副理事長の開会挨拶の後、議長に愛労連の阿部事務局長を選出し、議事に入りました。

佐々木事務局長から第４回総会以降の経過報告がされました。

特に、山田理事長が構成団体の訪問懇談を愛労連はじめ６団体に行なったこと、「過労死を考える家族の会」が健康センター加入を決定したことで支援・共同をつよめること等の報告がされ承認されました。

協議事項は、第１に新事務所移転と財政確保について提案され、各団体は会費の引き上げ、新事務所の入居保証金、出資金の増額など協力を確認しました。

移転は ’95年 1月中旬の予定、場所は熱田区沢下町・単一労働会館本館（新）です。

第２に上半期事業計画として、①労働安全衛生交流集会 11/27（日）am10:00～pm3:00　女性会館で開催。②いのちと健康学校 ’95年2/19（日）pm1:30～5:30開催、の２件を決定。

そのほか、愛労連95国民春闘学習講座（’95 年 1/8 ）に山田理事長が講演することなど決まりました。　（事務局）

［名古屋過労死を考える家族の会］

傍聴で支援をお願いします

名古屋地裁 11F（1101号　法廷）

※　日程が変更される場合もありますのでお確かめの上、お出かけください。

10/17(月)	pm1:10～	鈴木（俊）
10/26(水)	am10:30～12（証人）	鈴木（美）
10/28(金)	pm2:40～4:00（証人）	永須　さん
11/9（水）	pm1:20	松井さん
11/14(月)	pm3:00～4（証人）	新井さん
11/25(金)	pm1:10～	植松さん
11/25(金)	pm1:30～2:30（証人）	永須さん
12/2（金）	pm3:00～4（証人）	北口さん
12/14(水)	pm1:10	植松さん
12/16(金)	pm1:30～3（証人）	渡辺（光）
12/22(木)	am10:30 ～12 名地裁7F（証人）	木下（智）
95 1/19(木)	am10:30～12 岐阜地裁 3F(証人)	森下さん

職場の安全衛生

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

深夜交替制労働の改善と規制

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

日本マスコミ文化情報労組会議が、労働省に要請した内容を紹介します。

～～～～～～～～～～～～～～

わが国では、深夜労働と交替制勤務は資本効率の向上や利潤追及の目的でさまざまな産業・業種に広く採用されておりその現状は目に余るものがある。

このように有害な深夜労働・交替制勤務について、われわれは労働基準法規で規制をはかるとともに、その改善を進めるために、以下の諸点をあらたに法制化し、また行政通達にもりこむよう要請する。

1．深夜業は、従事者の健康に有害であり、その家庭生活・社会生活に多くの不便と障害をもたらすことから、その制限を法規で定めるべきである。

①深夜業は、公共サービスないし生産技術上不可避とされている業務、および緊急に必要とされる場合以外は禁止する。

②18才未満の未成年者、妊娠中および産後1年未満の女性の深夜業は禁止する。

③危険・有害業務の深夜業は原則として禁止する。やむを得ず深夜業を行なう場合は、月間の深夜業は8回以内とする。

④育児や看護等のために深夜業の免除を申し出た場合には、そのものに深夜業をさせてはならない。

⑤深夜交替制が適用できる業種・業務は法律で定める。
深夜交替制に従事する労働者の範囲労働時間その他の労働条件については労働協約を締結し、行政官庁に届け出なければならない。

2．深夜交替制労働の労働基準を定め、従事する期間を必要最小限度にとどめる。

①深夜交替制労働者の労働条件は、同一企業内の日勤従事者のそれを下回ってはならない。

②所定労働時間は、1日8時間、週40時間を超えてはならない。

③休憩時間は8時間内に1時間とし、労働時間に算定しなければならない

④深夜直の勤務時間内に2時間程度の仮眠を与えなければならない。

⑤時間外労働は原則として禁止する。必要やむを得ず時間外労働を行なう場合には、1勤務につき2時間を限度とする。この場合の時間外割り増し賃金は50% 以上とする。

⑥深夜業の割り増しは、午後 9時から午後12時までは50% 以上、午前 0時から 7時までは100%以上とする。

⑦休日は1週につき2日与えなければならない。
休日は暦日とし、連日 2日休日は63時間以上、1休日48時間以上とする。

⑧休日労働は禁止する。必要やむを得ず休日に労働させる場合は、7 日以内に代休を与えなければならない

（「実践シリーズ　2」より抜粋）

（NO．76につづく）

［　愛知健康センター　］

スエーデン研究者エルガードさんと懇談

10/7、山田理事長はじめ役員が交流

スエーデンの女性研究者カーサ・エルガードさんが、10/7に健康センターに来所されて報告と交流をされました。

センターからは、山田理事長、加藤副理事長、佐々木事務局長、近藤理事が参加し、愛知労問研の方々も同席しました。

最初に、エルガードさんから、「スエーデンの労働安全衛生のシステムと、ボルボ自動車会社でのとりくみ」について報告されました。

報告は、スライドとビデオも使い、具体的で大変興味深い内容でした。

特に、国と地域・自治体の制度とのあり方と個々の企業での取り組み、進んだボルボでの状況では「過密労働の規制」「人間らしく働くこと」への方向の内容が話されました。

また、こうした取り組みは、労働者・労働組合、研究者、企業の結合した力が重要であると指摘されました。

報告のあとの討論では、スエーデンでの労働安全衛生のしくみ、トヨタとボルボの生産・労働の比較、労働安全衛生活動を推進する力など活発な論議がされました。

懇談のあとは、日本の労働者が行く日本風パブへいってみようということで近くの居酒屋「古賀乃屋」で長崎料理とビールで大いに懇親を深めました。

通訳は、同行されたスエーデン在住の大橋紀子さんでした。

（事務局）

健康ガイド

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

健康チェックをしてみよう！

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

□冷たい水で洗顔したとき、立ちくらみがする

□階段を昇るとき、息切れがして呼吸が苦しい。

□頭痛、めまいが頻繁。イライラする。

□朝起きたとき手足にむくみがある。

上記に思い当る方は「高血圧」に注意！

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

□就寝中に何度も尿意を催して目が覚める。

□腕の静脈が太く見える。

□せきやたんがよくでる。

□枕を高くしないと眠れない。

上記に思い当る方は「心臓病」に注意！

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

□油こっい料理が嫌いになった。

□尿の色が目に見えて濃くなった。

□湯上がりに、皮膚にかゆみを感じる。

□酒に弱くなり量が飲めなくなった。

上記に思い当る方は「肝臓病」に注意！

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

□一度の尿の量が多く回数も増えた。

□視力が急激に低下した。

□強い倦怠感や疲労感を感じる。

□喉が乾きやすくなった。

上記に思い当る方は「糖尿病」に注意！

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（大同生命保険「生活天気予報」より抜粋）